

大蔵委員会議録第十四号

昭和三十一年三月六日(火曜日)  
午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事黒金 泰美君 理事小山 長規君

理事高見 三郎君 理事藤枝 泉介君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

中山 榮一君 古川 丈吉君

坊 秀男君 前田房之助君

山本 勝市君 有馬 輝武君

井上 良二君 竹谷源太郎君

田方 廣文君 平岡忠次郎君

横銭 重吉君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君

大蔵事務官(主計局長) 原 純夫君

大蔵事務官(主計局次長) 宮川新一郎君

大蔵事務官(主税局長) 渡邊喜久造君

委員外の出席者

大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君

大蔵事務官(理財局長) 鈴木 秀雄君

大蔵事務官(理財局長) 鈴木 秀雄君

専門員 椎木 文也君

三月三日

委員渡海元三郎君、徳田興吉郎君、中村三之丞君、丹羽兵助君及び宮澤胤男君辞任につき、その補欠として保利茂君、川島正次郎君、加藤高藏君、大平正芳君及び中山榮一君が議

長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案起草の件

賠償等特殊債務処理特別会計法案(内閣提出第一三三号)

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

漁船再保険特別会計に於ける給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第三七号)

補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員傷病年金等の額に改定に關する法律案(内閣提出第四九号)

特定物納付金処理特別会計法案(内閣提出第六〇号)

食糧管理特別会計の昭和三十一年度における損失をうめるための措置に關する法律案(内閣提出第六一号)

厚生保険特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第八四号)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

○松原委員長 これより會議を開きます。

まず所得税法の一部を改正する法律案の起草に關する件を議題といたします。

本問題につきましては、理事會においてしばしば論議を重ね、ただいま諸君のお手元に配付しております通りの一応の起草原案を作成しておりますので、簡単に本法案の要旨を説明いたします。

〔參照〕

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項第八号中「退職年金又は」を「共済制度(第一号に規定する保険に類する業務をなすことを主たる目的とするものに限る。又は退職年金若しくは)に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この附則において「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。

3 新法の規定は、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき旧法第二十九条第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四條第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四條第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

5 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二条第三項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「昭和三十一年四月一日」とする。

○松原委員長 昭和二十九年市町村共済組合法が制定されるまでは、市町村職員が共済制度に基き負担していた掛金については、一様に社会保険料として控除措置がとられておりましたが、同法が制定されて以後は、市町村職員の社会保険制度は、法定された共済組合等と、さらにこの機能を補完する目的を持ったいわゆる互助組合との二本建をとっている市町村が存在するようになり、法定の共済組合等の掛金については、従来とも控除措置が継続されましたが、互助組合の掛金については除外されたのであります。しかし、これは以上のごときいささかから見ましても不合理と考えられますので、条例により、地方公共団体がその職員に關し実施する共済制度に基き職員が負担する費用について、健康保険法による保険に類する業務を目的とするものに限り、社会保険料として課税控除の対象とするよう明文化しようとするものであります。

なおこの法律措置による租税の減収額は約六千万円の見込みであります。以上、起草原案の内容について御説明申し上げますが、本案について何か御発言がありますか。――別に御発言もないようでありますからお諮りいたします。

この起草原案を委員會の一応の成案

とす。

大蔵委員會議録第十四号 昭和三十一年三月六日

第一類第五号

大蔵委員會議録第十四号 昭和三十一年三月六日

○石村委員 これは政務次官にお尋ねしますが、食糧証券が一千億以上約一千五百億というものが、二十九年度より

りも今後持続されてふくれたままでいくという問題でございますが、これはただいまの答弁を聞きましても、近いうちにこれがなくなるということは、今の食糧事情その他から考えてまず予想されない。政府は増配もしないということなら、やはり持つていかなければしょうがないと思うのですが、飢饉でもあつて放出すればなくなるでしょうが、そういうことがないとする、この一千五百億程度の食糧証券は、ふくれ上ったままで推移するということが予想されるのですが、もちろんこれに見返る米は、政府の手持ちとしてあるには違ひないと思ひます。しかしながら、それがそのままで食糧証券が出ている、一千五百億円というものがよく出ておるといふことは、一つのインフレ要因だと言わざるを得ないんじやないかと思ひますが、これに対する御所見はいかがでございますか。インフレ要因だとかりに見るとすれば、それに対してどういふ措置をとられるか、これは一般的なインフレ問題と関連して考えると思ひますが、政務次官のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

府の手持ち食糧もふえておりますし、物で充実に片一方でいたしてあります。そういうことで、必ずしもインフレ的な要素にすぐなつていくとは考えませんけれども、しかし一方に金融全体の問題等もございまして、そういう面とよく見合せて対策を講じていきたい、こう考へております。

○石村委員 なるほど米はあるにはあるに違ひないのですが、これは、一萬田さんのおいでになればよくお考えをお聞かせ願ひたいと思ひますが、一萬田さんが日銀總裁として蔵に戒められた滞貨金融の一種だと考へざるを得ないと思ひます。豊作でとれた米を配給していいから、それはインフレ要因には全然ならないといふことが言えるでしよう。しかし、それを政府が貯蔵して置いて、お金だけは市中に出ていくといふことを考へますと、インフレの一つの要因だと言わざるを得ないのではなからうと思ひます。それに対するどういふ措置を講じるかというお考えを聞いたのですが、明確な御答弁がなかったわけですが、この点について、大蔵省としてももっと突っ込んだお考えがあるのではないかと思ひますが、政務次官の個人的なお考えでもけっこうですが、これに対する措置をもっと具体的に述べてもらひたい。(統制を解除すればいいじゃないかと呼ぶ者あり)

○山手政府委員 今年程度のことではございますが、これはそう心配をする必要はもたらないと思ひております。いろいろな生産力の拡充のほかとにらみ合ひして問題はないと思ひますが、もしもしもう一年、三十一年度において三十年度と同様のかつてない豊作だといふような事態が起きますと、農村を中心にして金融が非常にたふついてくる関係もございまして、そういう面から、豊作貧乏といふようなことで、インフレ的な困るような面も多少気配が出てくるおそれもありまうので、そういう点については、これはとくに関係方面とも、そういう事態が起きた場合にはどうするかといふことは対策を講じたい、こういうことで、大蔵省でも今いろいろ研究をいたしているところであります。

○石村委員 最後は希望だけを申し上げておきます。これは、一千何億という程度の食糧証券で、あるいは大した問題ではないという見方もあるかと思ひますが、性質的にはかなり重要な問題を含んでいると思ひます。われわれの考へでは、こういう状態であるにもかかわらず、一方ではアメリカの余剰農産物をどんどん買つていくといふことに関連して、これに対する措置は慎重にしたいといふ希望があります。

○松原委員 次に横山利秋君。○横山委員 先週本委員会を通じました在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案に連をいたしますが、直接関連をいたしませんので質問を延期いたしておりましたが、私の質問いたしたのは、この法案の根拠になつております、引揚者諸君が引き上げるときに、持つておいた金を在外公館へ預けて、領収証を持つて帰つた、それを返してもらうといふふうなことにしてあります。今日その領収証を出してある人は、みんな返してもらつておりますが、まずこれから御質問いたします。揚者が政府に請求いたします場合には、まず外務省にございまして準備審査に提出して、その確認を受けましてから、大蔵省の方に回つて参りまして

○山手政府委員 食糧証券の問題も、非常に大きな額に現在なつておるといふことはお示しの通りであります。こゝとは非常な豊作でありまして、政府の買入れ量も予想以上に大きな数量になつてゐる、そういう関係、あるいは手持ちがそれに従つて大きくなつたといふことで、食糧証券の額も大きくなつたわけでありまして、それではすぐインフレにならないかというお話をございしますが、私どもとしては、片一方で現実に豊作でございまして、政

○山手政府委員 その点も非常にむずかしい問題でございます。主食の問題は、ほかの問題と違つて、思ひつきといひます。その場当りの情勢によつて食糧を自由にしようといふうなことになるかと、いろいろ消費者の面においても、あるいは生産者の面においても困難な事態が起きますから、政府全体といたしましては、個々には各個人がいろいろ意見を持つておると思ひますが、政府全体としては、そういうふうな思ひつきや、その一年くらいだけの情勢だけを見て統制を解除するとかいふ大きな変革はやらない方針で

○松原委員 次は横山利秋君。○横山委員 先週本委員会を通じました在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案に連をいたしますが、直接関連をいたしませんので質問を延期いたしておりましたが、私の質問いたしたのは、この法案の根拠になつております、引揚者諸君が引き上げるときに、持つておいた金を在外公館へ預けて、領収証を持つて帰つた、それを返してもらうといふふうなことにしてあります。今日その領収証を出してある人は、みんな返してもらつておりますが、まずこれから御質問いたします。揚者が政府に請求いたします場合には、まず外務省にございまして準備審査に提出して、その確認を受けましてから、大蔵省の方に回つて参りまして

○山手政府委員 聞くとくによりますと、昨年の暮れまでに届出をしなかつた人は、もうそれでしまひだといふうな話を聞きまして、今日まだその届出をしていない人は、権利が喪失されまうものか、引き続き届出をすればいいものであるか、どういふふうになつておりますか。

○鈴木委員 これは、外務省の方の所管の法律にございまして、昨年の十二月三十一日までが一応の届出の期限となつております。ただし今後引き揚げる者につきましては、それから百五

十日以内には届け出る、こういうふうになつておりますから、ずっと前にお引き揚げになつた方は、昨年の十二月三十一日で一応期限が切れたということに、法律の届出の期間が制限されております。

○横山委員 私、実はそのように聞いておつたのですけれども、現在引揚者の中で、少からぬ人が本法の内容について知悉をしていず、そうして届出を何かの都合でし得られなかつた人がいる。この人の問題と、もう一つは、今のお話の中にもうすでに出ておるわけでありまして、領収証の問題があります。領収証を持ち帰れなかつた人がある。私の調べたところによりますと、たとえば例を申しますと、二十一年の十月十三日に米船で帰国をいたした一団二千人は、向うへ領収証を預けてきた。そうして梱包にまゝめて領収証を公館から国内に送るといふ約束のもとに帰ってきたけれども、領収証の交付がなかつたと申しております。二十二年の七月に上陸用舟艇で帰つて参りました四百人の人々も、同様な結果になつておるのであります。これらについて、今の取扱いはどういふふうになつてゐるか。またそれがかりに取扱ひ上困難であるとしても、事情やむを得ざるもので、政府の責任であるこの問題についてはどういふふう措置をせられるのか、お伺いをいたします。

○鈴木説明員 果して借入金があつたかどうかという審査に關しましては、大蔵省の所管ではございません。外務省に委員会ができておりました、各地の領事さんとか、そういった方がお入りになつた委員会のもとに審査してお

るので、私その間の詳しい事情については存じておりませんが、外務省が確認をしてくれれば、こちらでは支払うという格好になるわけでございます。

○横山委員 どうも、私の聞きたいところが十分に聞けないわけでありまして、今言いましたように、多くの人が法律を十分に知らないでそのまゝになつておる。都合によつてできなかった人もおる。かてて加えて、公館に領収証を全部預けて帰つてきて、日本政府からその領収証を受け取らなかつた人が、私の調べたところでも二千数百人、他のこのような状況を調べますと、非常にたくさんの方がおります。今この準備に關する法律を廃止をするということは、そういう者を含んでのものではなからうかと感ずるところがあるのですが、この点についての大蔵省としての見解はないものであるか。それは、あつて外務省の問題であるから、大蔵省としては関連なしというふうにお答えかどうか、重ねて一つ御答弁を願ひます。

○鈴木説明員 準備に關する法律といふものは、いわゆるおせん立てをする法律でございます。あつたとき非常にすみやかに借入金を返済すべしといふことでございまして、主として評価及びそれにどういった程度のお金を払うかという換算率についての審議會を開いたわけでございます。果して実体的にそういう借入金があつたか、あるいは借入金の期限をいつで締め切るかといったようなことにつきましては、大蔵省の所管ではございませんで、外務省のアジア局においてそれをやつておるわけでありまして、

○横山委員 それでは、要領を得ませ

○鈴木説明員 準備の方法は、その準備に關する法律に基きまして、委員会ができました。その委員会の答申によつたわけでございますが、それは、主として終戦當時の米価あたりを標準にいたしまして、各地区ごとのその当時の現地通貨を円貨に換算いたしました。それに対して百分の百三十、結局一・三倍をかけた上、それを最高五万円で切つた限度において支払う、こ

○鈴木説明員 現在の借入金の返済の実施に關する法律では、五万円をもつて切つておりますので、そういうことになると思ひます。

○横山委員 この問題が先駆となつて、次に新しい問題として発生いたしました、引揚者の在外資産の問題、この問題について、今あなたの方としてはどんな準備を進めておられますか。

○鈴木説明員 私、所管でないものですから全然わかりません。

○横山委員 それでは、あなたに聞いても仕方がないので、大蔵省として調べてもらひまして、一つ適当な方法で委員会にでも御回答願ひたいのは、先ほど言つた、領収証を自分で持つてこないで、公館へ全部預けて、それが公館から日本政府へ回送されない、そのために本人が領収証を持たず、ためにこの支払いを受けられないという方、これらの人は、先ほど言ひましたように出国した船、人数、人名も明瞭にわかつておるわけでありまして、こういう点についてどういふふうな措置がとられてゐるか、またこれからどうとす

○横山委員 御質問。今の共済組合法についての質問と関連して、一点だけお伺ひしたいのです。

各共済組合で預つておる金は、相当な額に達しておるわけですが、この預入先はどういふふうなところに指定してあるか、この点を伺ひたい。

○岸本説明員 お答え申し上げます。現在各共済組合の資金は、一応各組合において運用いたす建前に相なつておりますが、金融機関にももちろん運用いたします。その他職員の福利厚生等にも運用しておりますが、金融機関に預入いたします場合、どここの金融機関に預入しろといふことは、大蔵省としては別に申しておりません。ただ現在共済組合の資金運用につきましては、共済組合の経理規程というものが大蔵省令で出ております。その金融機関を各組合ごとに選択いたしました。たとえば三和と三和、三菱なら三菱を取引金融機関に指定いたしましたら、それを私どもに御報告いたした

○横山委員 これは経理規程でどうしてあるだけで、任意だと言われるのですか。実際には大蔵省の方から指令があつて、金融機関の預入先はきまつておる。従つてどこどここの銀行でなければ取引ができない。だから、新たなところでは困るといふような実情で、門戸がふさがれておる。もつと詳しく言ひますと、一昨年労働金庫法ができ上つたのですが、労働金庫法の中には、共済組合の金を預かれるように法律上できてるのです。それで受け入れをしようとしたところ、共済組合の方では、実際には預入先の指定がしてある。従つて、これが障害になつて労働金庫に預けることができないといふのが今日の事情です。この点いかがですか。

○岸本説明員 共済組合の資金運用につきましては、全体には私も監督しておりますが、具体的に個々の金融機関を選んで、これ以外とは取引してはいけないといふようなことは、私もいたしておりません。ただ御承知の通り、各共済組合に對しましていろいろ取引先にしてほしいといふ要望がある。それを断る場合に、大蔵省からいかに言われておるといふようなことを言つて、あるいは口実にいたしておるかもしれないが、私も監督官庁として、個々の具体的に金融機関の選別をやつておるといふことは絶対にございせん。

○横山委員 提案されております国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員共済年金等の額の改定に關する法律案について岸本さんにお伺いす

るのですけれども、この法律案は、実際問題として実益のない法律案だと私は思うのであります。一体どういうつもりでこの法律案を出したのか、一つまあこの法律案の中に見えるのであります。従ってこの最低保障額を少なくも現在支給されている額よりも上に引き上げる、こういうふうになぜできないものか、それをまずお伺いをいたします。

○岸本説明員 お答え申し上げます。過去の年金者につきましては最低保障額をとっておられるというの、実は恩給でも年金でもございまして、この九〇共済だけでございまして、なぜ最低保障額をとったかと申しますと、ただいま問題になりました障害年金について申し上げますと、昔の俸給は、たとえば一項症でございまして、俸給かける六カ月分の年金を支給する、こういうことになっております。ところが終戦前の低い俸給を、昭和二十三年以後本給とバランスをとってたびたび是正いたして参っておりますが、何分にも昔の障害年金は昔の雇用人の方々の年金でございまして、昔の方々の俸給は相当低かった。それと本給とのアンバランスが最近になって若干問題になっております。それを救うために、最低保障額のこの線まで達しないものは救おうではないかというので、二十三年にこの制度ができたのでございます。今回は、その最低保障額が、まだほかの恩給なりあるいは遺家族援護法と比較いたしましてどうもバランスを失しておる、そのバランスのとれるところまで上げようというので、最低保障を七千円一律に引き上げるという仕組みにいたしましたわけでございます。そこでただいま横山先生の御指摘になりました、現在もらっているものより少いではないかということでございますが、ただいま申し上げましたように、障害年金自体が俸給かける何月というところでございますから、たとえば同じ四級あるいは五級の障害でございまして、俸給が違ひますと、実際にもらう障害年金に差があるわけでございます。それを一つの最低保障の線までは補償しようということでございます。

従って、三万一千何ぼくらいのもので二万四千何ぼに下るといふ事実は起きないわけでございます。現実案では三万五級でございまして、改正案では三万五級にいたしております。これが下るではないかという御指摘でございますが、実は五級に当てはまる人はたゞさる人おれば、あるいは三万一千円の人おれば、あるいは三万一千円の人おれば、幾らも下るわけでございます。それを、三万五級に達しない者は三万五級まで上げようというのでございまして、従って、つまり現在五級の障害年金をもらっておられる人たちの金額が一定であれば、御指摘のようなことになりませんが、実は根子で今申しましたように俸給比例でございまして、現状より下るというところは絶対ないわけでございます。その点を数字をもって御説明申し上げますと、該当者が全然ないじゃないかという御指摘でございますが、実は、障害年金の受給者は現在全体で四千四百名でございます。そのうち、今度の最低保障の引き上げに該当する人間が千二百九十三名、約千三百名でございます。三分の一弱でございます。これだけは該当いたして参るわけでございます。もう一つ、障害年

金のはかに、殉戦年金の最低保障制度というものも、今度新しくいたしておりますが、この面におきましても、約五百名くらいの方が該当いたして参るわけでございます。

て、その人たちをどういうふうにお救うかという観点に立てば、本法律案は実益がない、ぼくはこう言っておるのですね。給料の高い人は実益があるかもしれないけれども、給料の少ない人は実益がない。給料の少ない人を全部この法律案で助けてやるというふうになければ、最低保障の最低保障たるゆえんがないではないか、こう言っておるのです。

○岸本説明員 ただいまの横山先生のおっしゃることでございまして、給料の少ない人を救わなければ意味がない、これは私同感でございます。今度の措置によりまして、一級から六級までの間約千三百名が救われるわけでありまして、そのうち五級、六級の該当者が少く、四級で六百名くらいでございます。この辺は非常に給料が低い人でも、障害が高く、四級の障害であれば救われるという結果になるわけでありまして、つまり給料というのと障害の等級というのを両方からみ合せて、今度の最低保障制にかかると、かからぬかという判断をいたさなければならぬと思ひます。ただ最低保障額自体が、五級、六級の場合少いじゃないか、むしろこういうことだろうと思ひます。したがってこの最低保障の金額自体が共済だけで勝手にきめられるものではございせんので、恩給とか、遺家族援護法とか、そうしたものの障害年金の金額と均衡をとってやはり考えて参らなければならぬわけでありまして、その点で今回の最低保障額をきめたのでございまして、俸給の低い方を救つたという点においては、どうも筋をはずれていないのではないかと、かように考へます。

るのですけれども、この法律案は、実際問題として実益のない法律案だと私は思うのであります。一体どういうつもりでこの法律案を出したのか、一つまあこの法律案の中に見えるのであります。従ってこの最低保障額を少なくも現在支給されている額よりも上に引き上げる、こういうふうになぜできないものか、それをまずお伺いをいたします。

○岸本説明員 お答え申し上げます。過去の年金者につきましては最低保障額をとっておられるというの、実は恩給でも年金でもございまして、この九〇共済だけでございまして、なぜ最低保障額をとったかと申しますと、ただいま問題になりました障害年金について申し上げますと、昔の俸給は、たとえば一項症でございまして、俸給かける六カ月分の年金を支給する、こういうことになっております。ところが終戦前の低い俸給を、昭和二十三年以後本給とバランスをとってたびたび是正いたして参っておりますが、何分にも昔の障害年金は昔の雇用人の方々の年金でございまして、昔の方々の俸給は相当低かった。それと本給とのアンバランスが最近になって若干問題になっております。それを救うために、最低保障額のこの線まで達しないものは救おうではないかというので、二十三年にこの制度ができたのでございます。今回は、その最低保障額が、まだほかの恩給なりあるいは遺家族援護法と比較いたしましてどうもバランスを失しておる、そのバランスのとれるところまで上げようというので、最低保障を七千円一律に引き上げるという仕組みにいたしましたわけでございます。そこでただいま横山先生の御指摘になりました、現在もらっているものより少いではないかということでございますが、ただいま申し上げましたように、障害年金自体が俸給かける何月というところでございますから、たとえば同じ四級あるいは五級の障害でございまして、俸給が違ひますと、実際にもらう障害年金に差があるわけでございます。それを一つの最低保障の線までは補償しようということでございます。

従って、三万一千何ぼくらいのもので二万四千何ぼに下るといふ事実は起きないわけでございます。現実案では三万五級でございまして、改正案では三万五級にいたしております。これが下るではないかという御指摘でございますが、実は五級に当てはまる人はたゞさる人おれば、あるいは三万一千円の人おれば、あるいは三万一千円の人おれば、幾らも下るわけでございます。それを、三万五級に達しない者は三万五級まで上げようというのでございまして、従って、つまり現在五級の障害年金をもらっておられる人たちの金額が一定であれば、御指摘のようなことになりませんが、実は根子で今申しましたように俸給比例でございまして、現状より下るというところは絶対ないわけでございます。その点を数字をもって御説明申し上げますと、該当者が全然ないじゃないかという御指摘でございますが、実は、障害年金の受給者は現在全体で四千四百名でございます。そのうち、今度の最低保障の引き上げに該当する人間が千二百九十三名、約千三百名でございます。三分の一弱でございます。これだけは該当いたして参るわけでございます。もう一つ、障害年

金のはかに、殉戦年金の最低保障制度というものも、今度新しくいたしておりますが、この面におきましても、約五百名くらいの方が該当いたして参るわけでございます。

て、その人たちをどういうふうにお救うかという観点に立てば、本法律案は実益がない、ぼくはこう言っておるのですね。給料の高い人は実益があるかもしれないけれども、給料の少ない人は実益がない。給料の少ない人を全部この法律案で助けてやるというふうになければ、最低保障の最低保障たるゆえんがないではないか、こう言っておるのです。

○横山委員 おそらく他との関連が、あなたの最後の言葉になるだろうと僕も予期するのです。他との関連を全然無視しろとは言いません。言いませんけれども、この法律案の該当者は、若しときに現場の労働者に就職して、そうして上役の指導訓練も少なかった、自分の未熟もあったであろう、あったであらうけれども、一年以内にけがをしてしまつて、そうして二十三年以前でありますから、もう年も年である、けれども手は直らない、足は直らない、女房はもうわなければならぬ、子供は生まれる、こういう中で、今年度で一家を背負つてやつておる人に、旧俸給四十四円、それを仮定俸給が六千二百円だ、そうしてわあわあやつておつたら、それじゃ一つこの際上げてやろうというわけがやつた最低保障が、実際問題として実益がない、こういうことは、まさにそれこそ偽作つて現入れずどこではない、何にも作つていないのだ、こういうことを私は言いたいのであります。確かに他との関連もあるかもしれないけれども、百尺竿頭一步を一步を進めて、もう少し最低保障を引き上げるといふ気がないものであるかどうか、あなたはほんとにこれが当然であつて、気の毒だとは思わないのであるかどうか。権威者の岸本さんは、そんなことは百も承知の上でやつておられると思うのだけれども、こういうこの法律では救われない人、この人たちは将来どういふふうに救うのか、あなたの誠意あるお気持を一つ聞いておきたい。

○岸本説明員 たびたび同じことを申し上げて恐縮でございますが、たとい俸給は低くても、障害等級の高い方は、今回の最低保障額で救われてこられる方が相当あるのでございます。問題は五級、六級のところでございまして。これは、組合によつて違ひます。たとえば従来勤めておりました組合いかによつて若干の相違があるようございしますが、しかし、何分にも最低保障額という制度は、これはやはりそれよそのバランスを無視してきめられるものではございせん、他との権衡を考慮しながら、最低限の程度で今回はごしんぼうをいただきます、こういう意味できめたものでございす。御了承をいただきますと思ひます。

○横山委員 重ねて伺ひますが、あなたは給料の高い人はそれでよいのだ、恩恵があるのだ、四級以上の重傷は恩恵があるのだ、こういうことと、他との均衡、こうおっしゃるのだけれども、この法律に關連のある圧倒的数の人は四級、五級、六級なんです。ほんの一部の重傷者だけいふ人や、ほんの一部の重傷者だけいふ人は、あとは実益のない、現行の支給よりも以下の保障額をこゝで作つて、それで能事終りとしておるならば、こんな五級や六級を直す必要はないという極言すら出てくると思ひます。かりにこの法律を通すにしても、あなたが通してほらいたいというにしても、他に何か方法を考えておるのであるか。たとえば今あなたの方では、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合等の規定による年金の特別に關する法律案という御研究をされておるそうだけれども、これらの中で、この問題について考慮する用意があるのかどうか。いずれにしても、このままではあなたもいと思つていないだらうと思ふ。どういふふうに今後これを改善していくのか、實際五級、六級の人たちに四級以上とある程度同じような恩恵を与えるという方法なのか、それを一つ明確に御所信を明らかにしておいていただきたい。

○岸本説明員 私たゞいままで提案になつております法案の範囲内で御説明申し上げたわけでございす。今横山先生のおっしゃいます昭和二十三年六月三十日以前の年金者の俸給の是正の問題でございすが、これは、国会に正式提案は申し上げてございせんが、すでに閣議決定もとりまして、近く国会に上程の運びに相なることになつております。この法案によりまして、傷害年金受給者につきましても、俸給の是正は行ふという建前になっております。

○横山委員 それはまだ見ておりませんが、問題は、最低保障額を引き上げようか、あるいは当時四十五円だ五十円だといつておつた旧俸給表から換算する仮定俸給を引き上げるか、どちらによつてこれらの人たちの不満は救われると思ひます。あなたは今度仮定俸給も引き上げますと言ひますが、その仮定俸給も、引き上げ方によつては効果もあり、この問題に對して効果もない場合もある。あなたは、今度きまつたという法律案が、この今日私が提出しておる問題を救ふ実益がある、この問題を解決します、こういうふうに言い切れませんか。

○岸本説明員 今度の法案では、これは提出予定の法案でございすから、確定的に今御返答申し上げるのもいがかかと存じますが、一応昔の四十五円でございすか、その下の号俸もありますが、それからある程度まで上の方の号俸までは、恩給の不均衡是正という法案でございまして、それと同調いたしまして、仮定俸給を引き上げよう、こういう考えでございす。従ひまして、最低保障に今回いかに方につきましても、やはり仮定俸給の引き上げは行われるということになるわけでありす。

○横山委員 もう少し聞きますが、今度出る法律案によつてこの四級、五級、六級の人たちの不満なり苦情なりというものが解決できますか、こういうことです。一体仮定俸給を何号くらい上げるつもりですか。そのものずばりで一つお答え願ひたい。

○岸本説明員 何号俸上げるか、これは一つ法案を提出いたしましてから、御検討をお願いしたいと思ひのであります。つまり満足にいくかいかないか……

○横山委員 もうきまつてゐるんです。

○岸本説明員 閣議で一応決定しておいでしよう。

○岸本説明員 ただいまちやうど資料を持ち合せてございせんが、救われなくては事案でございす。

○横山委員 それじゃ何号ということが言えなければ、この問題はこれで解決します、この次の法案で解決しますとあなたは言ひ切れませんか、そのことだけを一ついつて下さい。

○岸本説明員 つまり御要求になつておられる程度に満足するかどうか、私

実はその点は確言いたしかねますが、一般文官恩給の受給者と同じ程度の引き上げは行われるということを申し上げておきます。

○横山委員 それでは解決しないのですよ。あなたの言ひ方では、私の質問に答えてはいないわけですか。私は、本来ここに最低保障額を引き上げるといふなら、せめてこの現在支給されておる額を上回る額で最低保障をしなさい。それだつたら筋が通る。しかし麗しく出されたこの法律案は、現在支給しておる額よりも少いじゃないか。それじゃ何にもならぬじゃないか。絵にかいたばたもちで、手を切られ足を切られた五級、六級の人、腹の足しに何にもならぬじゃないか。気の毒だから、せめて最低保障を現行支給額以上へ引き上げてやれ、こう言つておる。それがもしかりにできないとすれば、今度の法律案の中で仮定俸給を上げてやらない、こう言つてゐるのである。岸本さんに伺ひたいのは、この私の趣旨に賛成かどうか、気持はわかるのか、あなたがさつきからいろいろな答弁をしておられるけれども、気持はわかつておるのか。この点、あなたが何号上げるかどうかわからぬ。私は、知らぬというなら、そんなことはないと思ひけれども、その最低保障でこの人々を助けるのか、仮定俸給で助けるのか、とにかくどちかど助けるべきだと思ふんだが、あなたはそれに対して賛成か反対かということ、一ぺんはっきり言ひなさいよ。

○岸本説明員 つまり今回の法案の次に予定いたしております、不均衡是正といつておりますが、その法案により

加恩給がある。扶養手当がある。ところがこれらの人々は、これだけ、あとはないのです。だから手取りで比べたならば、最低保障を引上げるか、仮定俸給を引き上げてやっても、決して私は無理ではないと思うのです。それを増加恩給や扶養手当の問題を除外して比べれば問題があるけれども、総額が、手取りでいった場合、気の毒な人々は半分にも満たない類しかもらわぬじゃないか。あなたはそれを十分承知のはずなんだ。承知のはずだから、総手取りで比較をしてやっても、大した数でもなし、金もかかりはせぬ。大蔵省の關係では一文もかからぬでしょう。みな現業關係にしわ寄せさせられるのでしよう。錢の關係じゃない。單に氣持の問題でしよう。それだったら、今不自由な体で世の中を渡っている手のない人や足のない人や指の曲っている人に、あなたが格段の氣持を働かして、ちょっとあなたが担当課長として、ここはこういうふうに筋を引くというふ

最後に申しておきたいのですが、今参議院で保守と革新の両議員が議員提案をしております公共企業体共済組合法、これは聞くところによりますと、大蔵省がどうのこうのと言って横やりを入れているのですけれども、けしからぬことじゃないですか。一体あの法案こそは、三公社も、それからその組合も、長年の努力をして歩み寄ってあそこへきて、自民党の皆さんも社会党の皆さんも、そういうことで労使が一致した、七者が一致したならばわれわれとしても努力をするということ、まさに保守も、革新も、使用者側も、労働者側も、一致して議員提案をされて審議をされているのに、大蔵省が何かつべこべと言ってその審議を引き延ばしているという話であるが、そうであるとするならば、私はまことに遺憾千万だと思う。この点については、一体あなたの方としてどういうふうにお考えですか。

式に私どももいただきまして、これとあわせてまた最終の検討を今やっておるわけでございます。故意にこれを引き延ばすという態度で今まで参ったわけではないのであります。全貌がわかるまでということで批判をいたしておったわけであります。

○横山委員 あなたの言う全貌というのは、公共企業体共済組合法案の全貌がわからなかった、こうおっしゃるのですね。あなたはよくそういうことをおっしゃれると思うのです。お役人というのはそういうものか知りませんが、知らぬとは言わせませんよ。ほんとうにあなたは、あの内容を初めてこの間聞いたと自信を持ってそう言うのですか。

○岸本説明員 私の申し上げました全貌と申しますのは、つまり制度の本体をなすものと、それにプラス、もう一つ現行制度からその新しい制度へ移るための実施的な規定でございます。その経過的な措置をどうするか、これ

いませんとは、絶対に私は言われた筋合いの問題じゃないと思う。もしもあなたがそう言うならば、本質的にあなたはこの問題について敬遠をしておる。知ろうと思えば幾らでも知る機会がある、意見を言おうとすれば幾らでも意見を言える機会がある、まじめになつて相談に乗つてやろうとすれば幾らでもやる機会があつた。それにもかかわらず、あなたがこれを敬遠しておつたということより言いようがないと思うのです。そうでしょう。ほんとうにあなたに公共企業体共済組合法案を、何とかいかぬところは直して、足らぬところは足してという誠意があれば、もっと早くできていますよ。すでに保守革新両議員提案で参議院に出て、まだ居眠りしておる。この間聞くところによると、あまりのことに見かねて、自民党の皆さんがあなた方を呼んで、いやならいやと言え、いいところがあつたらここがいいと言え、一週間以内に返事をしろと言われて、あなた

は、遅くも二年前に、本委員会及び参議院の委員会においても、附帯決議をもつてあなたの方へ、三公社の恩給がなくなつたという矛盾と、退職金と母済組合法と一連の關係をもつて、政府はすみやかにこれを検討し善処をせよということになっているじやありませんか。その附帯決議をあなたが尊重するならば、公共企業体の共済組合についてはかくあるべしという結論を、国鉄や電通や専売が出す前に、あなたの方で出さなければならぬ義務があるわけです。それをほつておいて、国鉄、専売、電通の使用者、労働者があなたの方の意見も聞き、あるいは自民党の皆さんの意見も聞き、そうして下るべきところはお下げてようやく出して出した法案に対して、あなたは見たこともない話をして、聞いたこともないくらい話を、そんなものはだめだというのは、法案の内容それ以前の問題として糾弾さるべき点があると思うが、どうですか。

かった点があるのかと存じますが、法案の全文、つまり新制度の内容自体については、もうすでに前から私も承知いたしております。ただ非常に大切なその経過規定は、先ほど横山先生のおっしゃいました自民党の会合のとき初めて正式に提示された。それまでは正式に内容を閣議しておらなかった。これは間違いない事実であります。故意に検討を引き延ばす、気が乗らないからやらないというような態度をとってきたわけではないのであります。それともう一つは、この年金問題については、大蔵省だけが取り上げるべき筋合いの問題ではないわけでありまして、政府全体としての問題でありまして、ただ今まで共済関係ということ、大蔵省が一応これを取り扱って、国会で御答弁申し上げておたわけでありまして、年金制度全体につきましても、そうした政府全体の恩給局とか、人事院とか、そうしたところの意見も聞かなければならぬわけです。つまり大蔵省独断で今までやってきたように申し上げておりますが、必ずしもそうではないわけでありまして、政府全体の立場で、各省と協力して批判をしてきたということでもあります。最近最終的に実施規定をいただきましたが、これは早急に判断をして、政府としても出していただかなければならぬことだと思ひます。検討は急いでやっておったのでございます。

○横山委員 いつまででございますか。  
○岸本説明員 極力急いでいたしたいと思っております。ただ御承知の通り、この保険計算は非常に時間を食うのであります。国鉄当局でも、あの財源計算のために、たしか数十人の方が半年もかかってやっているということでありまして、それを私どもの方でわずかな人間で、一応ざっと概算ではございますが、根本的にもう一ぺん検討し直してみると、公社ばかりでなく他の場合にも当てはめて考えてみる必要がある、相当な計算ではございますが、極力急がせてやっているわけでありまして。

○横山委員 この国会はあと数十日で終わります。あなたの話だと、国鉄が数十人しかかかって数カ月かかった、わしのところでは人数が少いからその数倍もかかるということですが、そういうことでは、この国会が終わるころにはまだあなたのほうではできませんね。どうですか。そういうことになりましたね。それともそうでなかったならば、少くともいつごろまであなたのほうの計算なり何なりができるか。保守革新それぞれ提案者に、あなたのほうの意思表示が明確にできるのか。ここまでするとそろばんの問題ではないかと思ひます。この長年の問題について、何といつても大蔵省が責任官庁だから、その責任官庁の大蔵省が今のような状態にいる限りにおいては、ヘビのなま殺しのようにはいか。そういうことを結果的にあなたの方では望んでおられるのかどうか。もしそうでなかったならば、数字の計算以前に、あなたも経験者だから、勘と腹で、この法案についてはこうという話くらいはできぬはずはないと思ひます。どうですか。

○岸本説明員 御満足のいくようなお答えにならぬで恐縮であります。私も、私もといたしましては、物理的にできる限り最大限で作業いたしまして、その上で政府全体の意見をどうするか、御判断を仰ぐ、こういうことにしたいと考えております。

○横山委員 きょうの岸本さんの答弁は、全部私にとって不満でありまして。時間もありませんから、機会をあらためて、私の方の数字を整理いたしまして、もう一ぺん政務次官をも含めてお伺いをいたすことにいたします。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております十一法律案中、昭和二十八年、昭和二十九年、昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましまして、その質疑も大体尽くされたと存じますので、この程度にて質疑を終了し、討論を省略して、直ちに採決せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの藤枝君の動議に御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これより昭和二十八年、昭和二十九年、昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて、本法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。なお本法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。  
本日はこの程度にとどめ、次会は明後八日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。  
午後零時四十二分散会

〔参照〕  
昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（別冊附録に掲載）